

学校給食用物資購入要項

北本市立小・中学校

北本市立小・中学校において給食物資の公正妥当な購入を期するため、以下の要項を定める。

1 契約予定業者の選定

(1) 本校の給食物資納入を希望する業者については、納入条件、立地条件、衛生状況、供給能力、過去の実績、信頼度等を勘案し、北本市立小・中学校で検討し承認を得た業者とする。

(2) 申請時必要書類

ア 学校給食用物資納入業者指定申請書

イ 納税証明書

法人（前年度の法人税、事業税、及び市内に事業所がある場合は法人市民税）

個人（前年度の事業税、市、県民税）

※原本を1部教育総務課へ提出する。複数校へ申請する場合は写し可。

ウ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類（写し）

※許可を必要としない場合（野菜、果物（加工品を除く）納品の場合）は不要。

エ 保健所の食品衛生監視票（最近のもの）（写し）

オ 営業経歴書

カ P L保険制度に加入している場合はその証書（写し）

2 契約説明会の開催

(1) 契約予定業者に対しては、契約説明会の7日前までに開催通知を送付する。

(2) 契約説明会は、校長、各小・中学校給食運営委員会、参加業者で開催する。

(3) 代理人が出席する場合は委任状が必要となる（受任者の身分証明書添付のこと）。

3 契約業者

(1) 学校給食の重要性を理解し、徹底した衛生管理のもと新鮮かつ良質な食材を安定して納入できる業者であること。

(2) 契約書及び納入指示書に明記された事項を遵守できる業者であること。

(3) 学校が請求した場合、食品衛生検査結果表、見積書、供給ルート等の提出ができる業者であること。

4 物資購入価格

価格については、生鮮食料品は、市場価格に準ずる。その他の物資については、最低価格及び品質を審査し、適当と認められるものとする。